

放射線業務に係る安全衛生管理対策の強化について (厚生労働省通達に係る報告)

2012年10月1日

当社は、2012年8月10日に厚生労働省から発出された通達^{※1}に基づく確認をおこない、本日、本店および浜岡原子力発電所を管轄する各労働局へ報告しましたので、お知らせします。

<厚生労働省からの通達の概要>

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応を踏まえると、原子力事業者等が原子力施設での緊急作業実施時における被ばく線量管理、保護具・保護衣の着用、労働者教育の実施、健康管理の実施等について、あらかじめ必要な準備を計画的に実施しておくことが重要である。

原子力事業者の本店および原子力施設は、これらに関する必要な準備を計画的に実施するとともに、その実施状況について確認し、2012年10月1日までにその内容を報告すること。

報告内容

厚生労働省の通達において指示のあった「線量管理関係」、「保護具、保護衣関係」、「安全衛生教育関係」、「健康管理・医療体制関係」、「作業計画、その他」の各項目における準備すべき内容に対し、現在の実施状況および今後の計画を報告しました。

報告内容の例は以下のとおりです。

(報告例)

「線量管理関係」に関する項目

項目	線量計の確保
準備すべき内容	緊急時に使用可能な十分な数の予備の線量計を確保しておくこと。
実施状況および今後の計画	既に緊急時対策所に緊急時用の個人線量計を500台確保済みであるが、更に個人線量計400台を確保する。

「保護具、保護衣関係」に関する項目

項目	保護衣の適切な着用の確保
準備すべき内容	緊急時に備え、ゴム長靴、全身型化学保護衣、防水具等の保護衣等(以下、「保護衣等」という。)をあらかじめ十分な数確保すること。
実施状況および今後の計画	保護衣等について、必要数を検討し配備する。

「健康管理・医療体制関係」に関する項目

項目	医療体制の整備
準備すべき内容	緊急作業において、労働者の心身の健康確保が十分なされるよう必要な保健・医療体制を検討し、必要な準備をしておくこと。
実施状況および今後の計画	緊急作業時の保健・医療体制について検討し、準備する。必要に応じて本店からの支援について検討をおこなう。

※1 通達は、「原子力施設における放射線業務および緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について(基発0810第1号)」を指します。

以上